

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

長野県は、標高3千メートル級の高山を有し、平地を縫って流れる天竜川、木曾川は太平洋に、千曲川、犀川が合流して流れる信濃川は日本海に注いでいます。県歌「信濃の国」にもうたわれている広大な自然が本県の大きな特徴です。

私たちはこの美しく豊かな自然環境を守り、県民の大切な財産として次の世代に引き継いでいかなければなりません。

近年、気候変動や海洋プラスチックといった地球規模の問題から、水質汚染、大量の食品ロスなどの身近な生活に係る問題まで、社会全体で取り組むべき多くの課題を抱えています。

特に廃棄物の分野については、人口減少、資源の制約、輸出規制など社会経済の動向を踏まえ、生産から流通、消費、廃棄に至るまでの資源の効率的な利用や発生抑制、リサイクル、適正処理を進め、「循環型社会」を形成していくことが必要です。

そのため、県では令和元年6月に長野県軽井沢町で開催された「G20 持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合」に先立ち、一般社団法人ICLEI 日本とともに「持続可能な社会づくりのための協働に関する長野宣言」を行いました。この中では、自ら低炭素社会、循環型経済・バイオエコノミー（バイオマス等の活用）及び自然共生社会の統合につながる「地域循環共生圏」の実現を追求していくことを表明するとともに、G20 各国政府に対しプラスチック使用の削減、3Rの推進及び適切な廃棄物管理を進めるための関係者間の連携等の支援を呼び掛けています。

また、令和元年12月6日には都道府県としては初の「気候非常事態宣言」を行い、この中で2050年には二酸化炭素排出量を実質ゼロにする決意を表明しました。さらに、令和2年10月には議員提案により長野県脱炭素社会づくり条例（通称：ゼロカーボン条例）が制定され、持続可能な脱炭素社会の実現のためにプラスチックの資源循環を推進することとしており、使い捨てプラスチックからの転換、プラスチック使用量の削減及び分別回収など、県民一丸となって取組を進めることを求めています。

このような背景を踏まえ、県では、令和3年度を初年度とする「長野県廃棄物処理計画（第5期）」を策定し、本県が取り組む各種廃棄物施策の方向性とその具体的な目標を明らかにした上で、県民、事業者、市町村、県といった多くの主体が連携・協働し、循環型社会の形成に向けて、総合的かつ計画的に取り組んでいきます。

2 計画の位置付け

長野県廃棄物処理計画（第5期）は、以下の長野県食品ロス削減推進計画及び長野県ごみ処理広域化・集約化計画を包含し、一体的な取組を進めます。

なお、本計画は、しあわせ信州創造プラン2.0（長野県総合5か年計画）及び長野県環境基本計画を上位計画としています。

(1) 長野県廃棄物処理計画（第5期）

我が国における環境政策の基本的な考え方は「環境基本法」に、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みは「循環型社会形成推進基本法」に、廃棄物の具体的な処理方法等は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」において定められています。

この廃棄物処理法の第5条の2に基づき、国は「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（国の基本方針）を定めており、本計画は同法第5条の5に基づき、都道府県が国の基本方針に沿って定めることとされています。

本計画は、廃棄物処理法に基づく法定計画として、循環型社会形成推進基本法を踏まえて策定するものです。

また、本計画は、廃棄物処理法第5条の2第1項に基づく「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」

（平成28年環境省告示第7号）の基本的な事項及び同法第5条の3第1項に基づく「廃棄物処理施設整備計画」（平成30年6月19日閣議決定）の廃棄物処理施設整備事業に関する計画として策定します。

(2) 長野県食品ロス削減推進計画

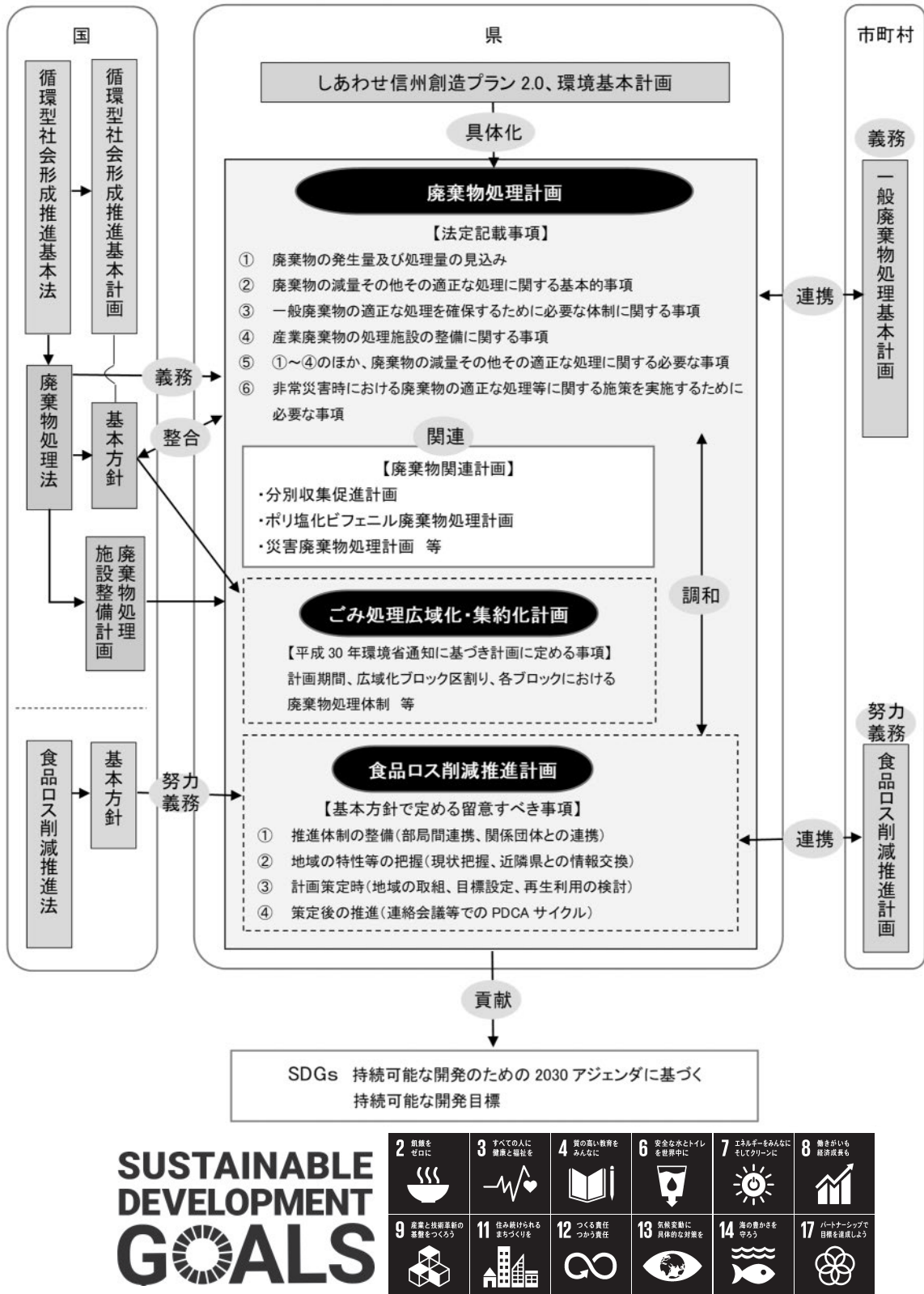
令和元年5月24日に成立した「食品ロスの削減の推進に関する法律」（食品ロス削減推進法）第11条に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、都道府県が策定する食品ロス削減推進計画として位置付けています。

(3) 長野県ごみ処理広域化・集約化計画

平成31年3月29日付け環境省通知において、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進するため、都道府県は管内市町村等と連携し、持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に係る計画を定めることとされました。

✿ コラム | 循環型社会とは？（循環型社会形成推進基本法第2条より抜粋）

「製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」をいいます。



※本計画との関連性が高いSDGsのゴールを掲載しています。

図 1-1 計画の位置付け

3 SDGs 達成に向けた施策の推進

平成 27 年 9 月にニューヨーク国際連合で開催された「国連持続可能な開発サミット」において、SDGs（持続可能な開発目標）を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。SDGs は、誰一人取り残さない世界の実現を基本理念に掲げ、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むことにより持続可能な社会の実現を目指すものであり、2030 年までに達成すべき 17 のゴール（目標）と 169 のターゲットが掲げられています。

目標達成に向けては、県民・NPO、事業者、行政機関などすべての個人・団体が SDGs を理解し、それぞれの立場で主体的に行動していくことが求められます。また、SDGs は一つの行動によって複数の課題を統合的に解決する「マルチベネフィット」を目指しており、今後、環境政策には、環境を保全することにとどまらず、環境保全の取組を通じ経済・社会の諸課題を解決する役割が求められています。

本計画では、SDGs の視点を踏まえ、県民、地域・NPO、事業者、行政機関などあらゆる主体のパートナーシップにより、持続可能な社会の実現を目指します。



図 1-2 SDGs 17 ゴール

✿ コラム | SDGs とは？

SDGs とは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。

2015 年の国連サミットで採択された国連加盟 193 かが達成を目指す 2016 年～2030 年までの国際目標で、17 のゴール（目標）と 169 のターゲット（ゴールよりも具体的な達成目標）で構成されています。

県では、経済団体、金融機関、大学等支援機関と連携し「環境」、「社会」、「経済」の 3 側面を踏まえ、企業等が経営戦略として SDGs を活用することを支援する「長野県 SDGs 推進企業登録制度」を設けています。

4 計画の期間

長野県廃棄物処理計画（第5期）及び長野県食品ロス削減推進計画は令和3年度から7年度までの5年間とします。

また、長野県ごみ処理広域化・集約化計画は令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

5 目指す将来像

目指す将来像は、大量生産・大量消費型の経済社会から転換し、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減され、将来にわたって持続的な活動が行われる「循環型社会」です。

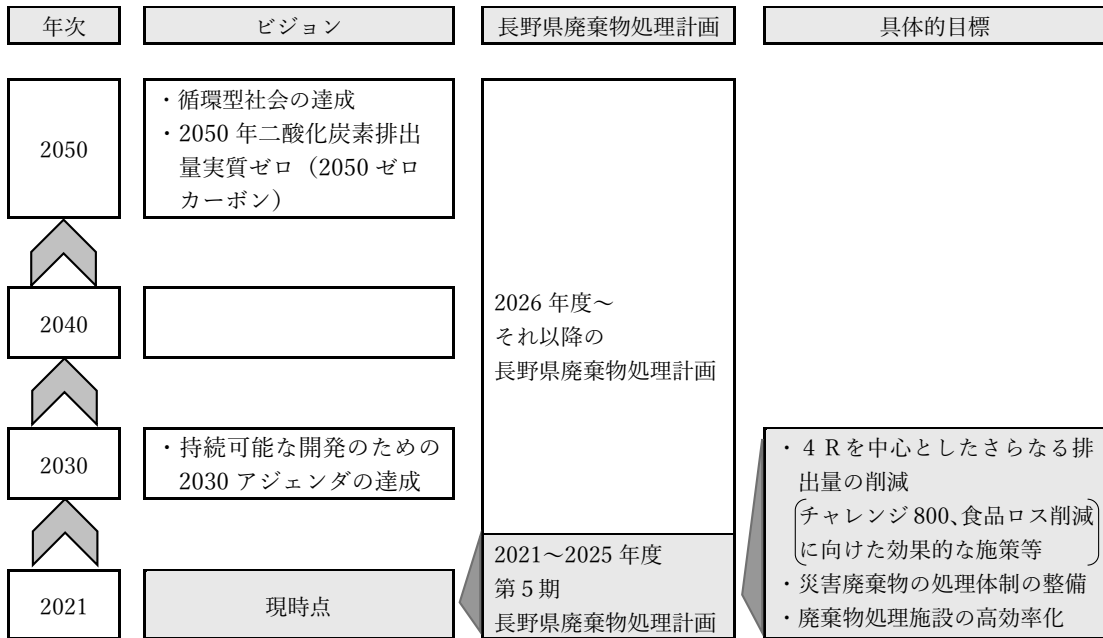


図 1-3 目指す将来像について

本計画では「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ（2050ゼロカーボン）」を決意した気候非常事態宣言、「持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）¹」、第5次環境基本計画において提唱された「地域循環共生圏」の実現を目指すこととし、今後5年の目標値を設定します。

¹（参考）廃棄物分野における主なSDGsの目標とターゲット

- 目標 12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
- 目標 12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。
- 目標 12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
- 目標 12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。
- 目標 14.1 2025年までに、海洋堆積物や富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

6 重点方針

以下の3点を重点方針として定めます。

(1) 4R（リデュース、リユース、リサイクル、リプレイス）の推進

廃棄物の減量化を進める際の3R（スリーアール）とは、リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）の総称です。この3Rのうち、リサイクルに比べて優先順位が高いリデュース、リユースの2つは「2R（ツアール）」と呼ばれています。

循環型社会の形成の推進に当たっては、“できるだけごみにしない”という、ごみの発生自体を抑制するリデュース及びリユース「2R」の取組を積極的に進めることに加え、循環資源としての廃棄物のリサイクルも進めていく必要があります。

さらに、プラスチック廃棄物の問題や気候変動への対応を考慮し、長野県脱炭素社会づくり条例で推進する使い捨てプラスチック製品等からリプレイス（Replace：代替素材への転換）²の取組を進め、環境負荷の少ない循環型社会の形成を推進します。

(2) パートナースhipで課題を解決

近年、気候変動がもたらす大雨や台風による災害、また、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化、さらには、人口減少と高齢化の進行など、社会環境の変化により私たちは廃棄物の適正処理の確保に係る新たな課題に直面しています。

こういった課題に対し、災害に関しては平時における関係者との体制構築や非常時における迅速な災害廃棄物処理、また、生活様式の変化に関しては、より適切な廃棄物の分別・排出への協力、さらには、高齢者の廃棄物処理に関しては地域連携による支援など、課題解決のためには様々な方とのパートナーシップが欠かせません。

本計画では、SDGsの視点を踏まえ、新たな課題解決に向けて県民、地域・NPO、事業者、行政機関などあらゆる主体と連携して取り組みます。

(3) 脱炭素社会実現へのチャレンジ

廃棄物の発生抑制に取り組むことはもちろん、やむを得ず焼却等処理される廃棄物においても、そこから生じるエネルギーを地域に循環させていくことで資源の有効活用が図られます。例えば、焼却によって得られた熱エネルギーで温水を作り地域へ還元すること、また、発電したエネルギーを施設の電力として使うことや売電するなど、廃棄物の再資源化だけにとどまらず、熱エネルギーを回収して利用することも大切です。

また、ごみ処理施設の集約化・大規模化など高効率な施設整備は、施設の省エネ

² 国の「プラスチック資源循環戦略」で推進している「再生可能な資源への代替（Renewable）」と同義語

ルギー化のみならず、発電効率や熱利用率の向上が期待され、廃棄物処理システム全体でのエネルギー消費量の低減につながります。

これら取組の推進によって、化石燃料への依存度を軽減し、低炭素な社会の実現に寄与し、ひいては地球規模の課題である地球温暖化防止へも貢献します。

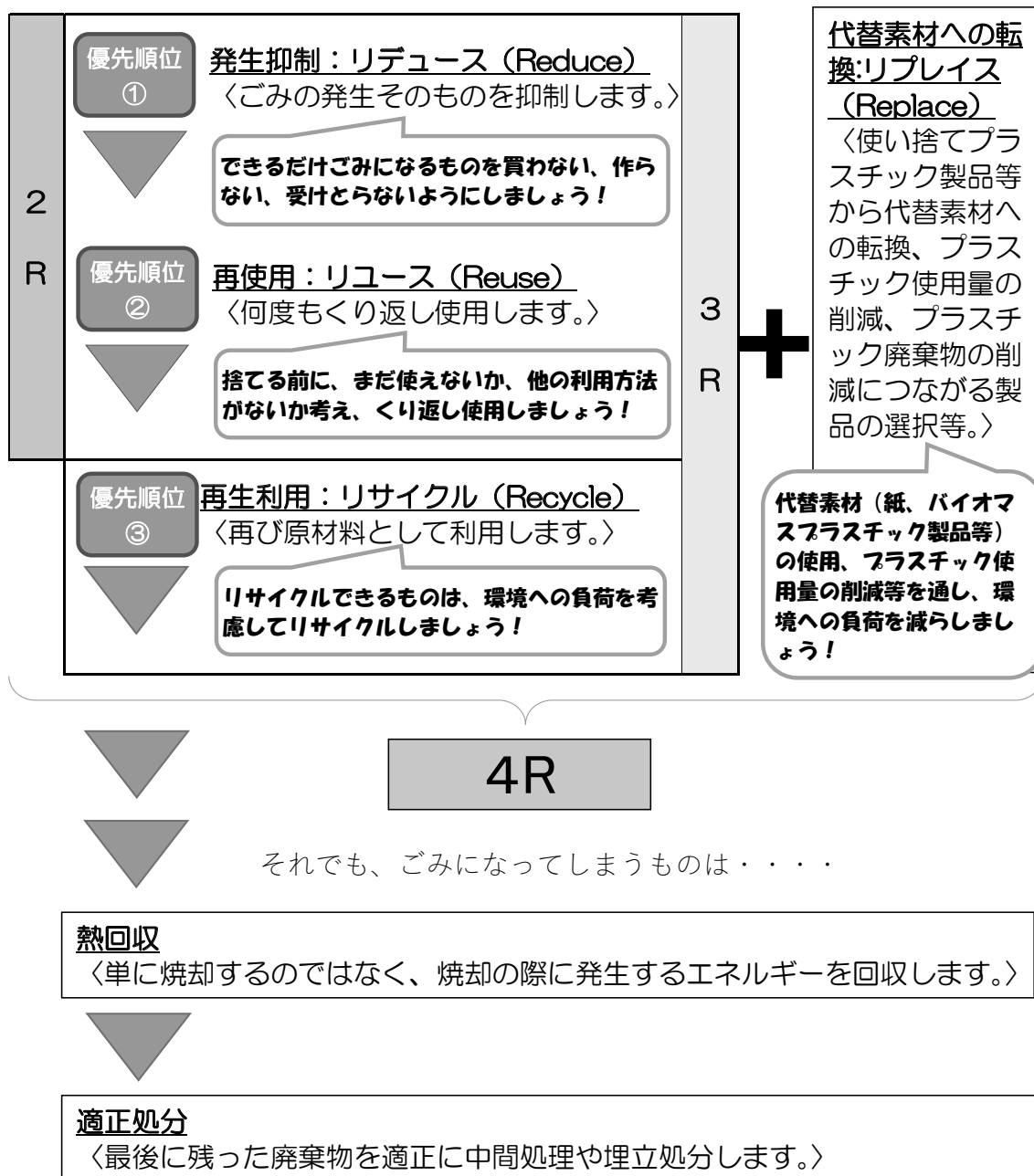


図 1-4 廃棄物処理の優先順位について

7 廃棄物の定義等

(1) 廃棄物の定義

廃棄物とは、占有者自らが利用し、又は他人に有償で譲渡することができないた

めに不要となった物（固体又は液体）です。

廃棄物に該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常取扱形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断されます。

(2) 廃棄物の分類

廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に分類され、それぞれ処理の方法や処理責任者が異なります。

ア 一般廃棄物

一般的には、住民の日常生活に伴って生じた廃棄物のことを指しますが、廃棄物処理法では「産業廃棄物以外の廃棄物をいう」と規定されており、実際には、事業活動に伴って排出される廃棄物の一部も含まれます。

その処理方法は市町村が決定し、住民及び事業者はそれに協力しなければなりません。

一般廃棄物の処理に関しては、市町村が統括的な処理責任を有しています。市町村が処理業者に処理を委託等した場合にあっても、市町村が引き続きその処理責任を有しており、最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければなりません。

イ 産業廃棄物

事業活動に伴って排出される廃棄物で、その種類は廃棄物処理法で規定されています。一般的には、質的にも量的にも市町村が処理責任を負うことが難しいものが規定されています。

排出事業者が自ら又は委託により、政令で定める収集、運搬、処分等の基準又は委託の基準に従って、処理しなければなりません。

産業廃棄物の処理に関しては、排出事業者がその処理について責任を有しています。排出事業者が処理業者に処理を委託した場合にあっても、最終処分が終了するまでの一連の処理の工程における処理が適正に行われるための必要な措置を講ずることが排出事業者に求められています。

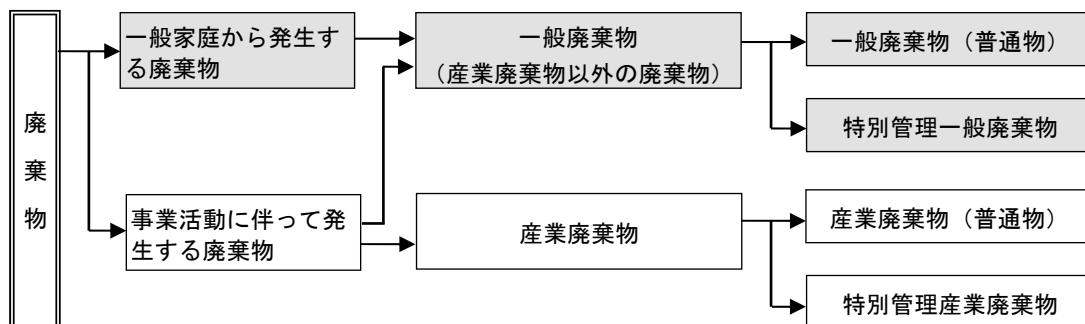
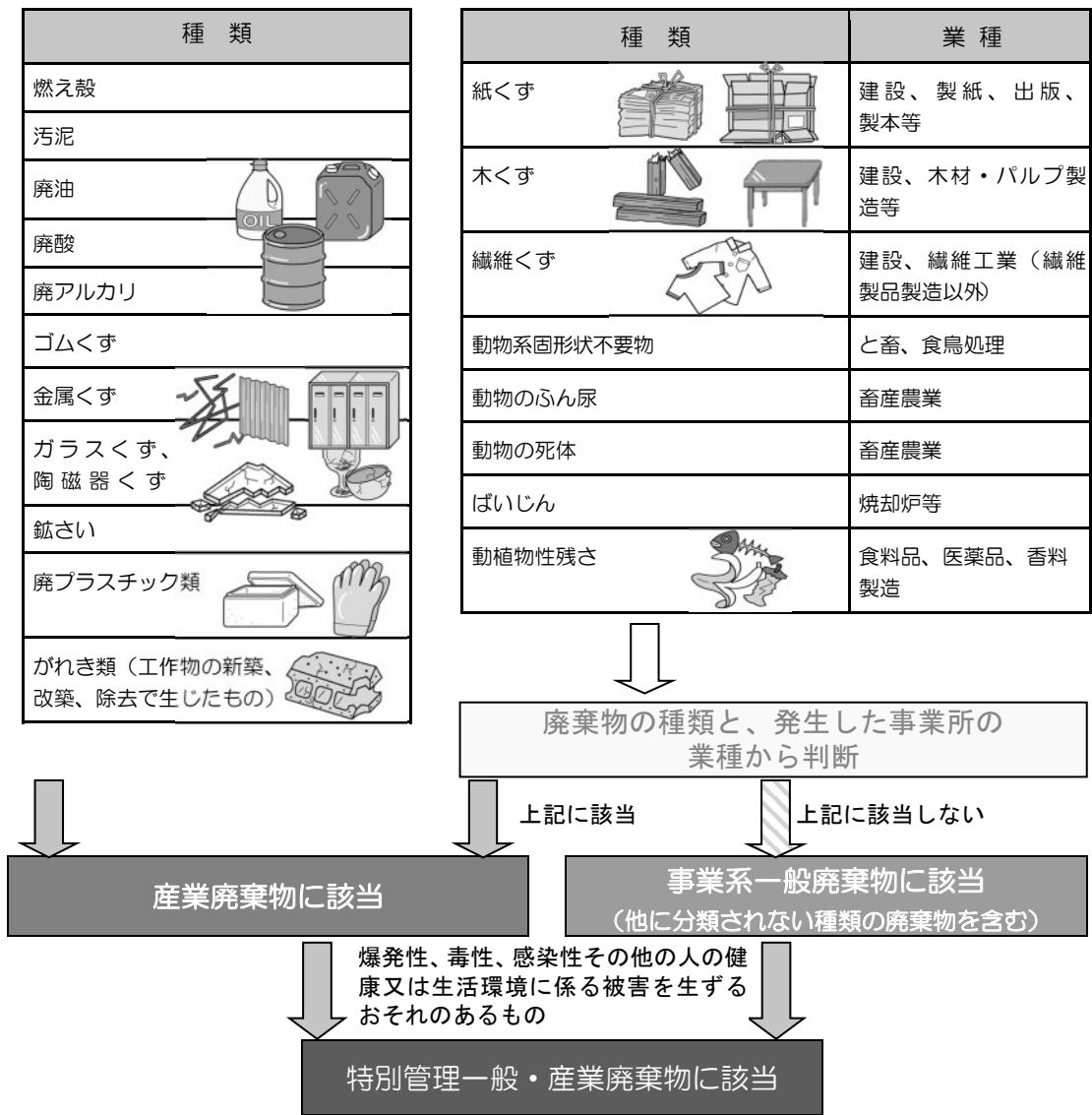


図1-5 廃棄物の体系図



例1：オフィスや飲食店で発生する廃棄物の分類は・・・



例2：食品工場で発生する廃棄物の分類は・・・



図1-6 事業所から排出される廃棄物とその区分について